

長野県ファシリティマネジメント基本計画の概要

平成 29 年（2017 年）3 月
総務部財産活用課

1 策定趣旨

- 急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などにより、県民ニーズが多様化・複雑化
- 厳しい財政状況の中、公共施設等の老朽化対策、有効活用が大きな課題

このような状況の中、本県では平成 23 年 12 月に「長野県ファシリティマネジメント基本方針」を定め、県有財産の利活用を推進してきた。

一方、国においても平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成 26 年 4 月には、すべての地方自治体において平成 28 年度末までに「公共施設等総合管理計画」を策定、平成 32 年度末までに「個別施設計画」を策定するよう要請がされた。

そこで、「ファシリティマネジメント基本計画」を策定し、「公共施設等総合管理計画」として位置付けるとともに、県有財産の総量縮小・利活用をさらに推進する。

2 県有財産を取り巻く状況及び課題

(1) 県有財産の現況（平成 27 年度末現在）

- 膨大な財産・土地 1,575 万㎡ ・建物 366 万㎡
・道路 5,172 km ・橋梁 3,831 橋 など [インフラ財産]

(2) 県有施設の課題

- 公共建築物の老朽化 ○ インフラ施設の老朽化 ○ 施設の耐震化
- 維持管理費の更なる削減 ○ 環境問題への対応

(3) 県有施設の建替、大規模改修に要する費用の試算

- 現状の規模で改修・更新する場合、今後 40 年間で約 1 兆 4,000 億円（年 350 億円）

(4) これまでの取組

- 未利用県有地の売却 ○ 情報共有のための財産情報システムの整備
- 新たな貸付制度の導入 ○ インフラ施設の整備・維持管理計画の策定
- 施設アセスメントの実施 ○ 施設の有効活用・転用集約化計画の策定 など

3 計画期間

10 年間（平成 29 年度～平成 38 年度）

4 基本方針

(1) 県有財産の総量縮小

人口減少社会の到来及び厳しい財政状況等を考慮し、既存施設の転用・集約化、市町村施設等の利用、市町村との共同設置などにより、総量縮小を推進するとともに、未利用県有地の売却などを進め、平成 38 年度末までに、県有施設総量（総延床面積）を 5% 縮減（インフラ施設、企業資産を除く）

(2) 県有財産の有効活用

集約化等により未利用となる施設については、地域振興などの観点から市町村等を含め、地域として活用方法を検討するとともに、様々な貸付制度を活用するなど、空きスペースの有効活用を進め、県有財産の一層の効率的利活用を推進

(3) 県有施設の長寿命化

老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保全措置の実施により長寿命化を推進するため、平成 32 年度末までに、中長期修繕・改修計画（個別施設計画）を策定

(4) 県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化

施設の維持管理にあたっては、エネルギーマネジメントを実践し、環境エネルギー戦略において定めた温室効果ガスの削減目標（2030（H42）年度に 2009（H21）年度比 35.7%削減）及び地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の規定による第 5 次長野県職員率先実行計画を踏まえ、省エネルギー化を進めるなど、維持管理の一層の適正化を推進

5 公共施設等の管理に関する取組方針

(1) 県有財産の総量縮小

利活用見込みのない県有財産の売却および劣化が著しい施設の除却を推進するとともに、利用者の利便性やサービス向上の観点から、県有施設の市町村や民間への譲渡・移管を進めるなど、県有財産の総量縮小に積極的に取り組む。

- 施設アセスメントの実施
- 施設の有効活用・転用集約化計画の策定
- 未利用県有地の売却推進
- 県有施設の市町村や民間への譲渡・移管
- 市町村との共同設置、市町村施設の利用
- 民間ノウハウの活用（PPP、PFI等）

(2) 県有財産の有効活用

利用者の満足度向上につながる財産の有効活用を推進するとともに、歳入確保・歳出削減に向けて、広告掲載用の壁貸し、太陽光発電用の屋根貸しなど各種貸付制度の導入施設の拡大、市町村との連携による活用方法の検討を行うほか、職員宿舎の管理事務の集約化と共同利用を進めるなど、県有財産の一層の効率的利活用を推進。

- 貸付制度の活用
- 遊休施設・空きスペースを活用する仕組みの構築
- 職員宿舎の管理事務集約化と共同利用の推進
- 高校再編に伴う後利用の検討

(3) 県有施設の長寿命化

今後も継続して利用していく施設について、計画的に修繕、改修工事を実施するため、中長期修繕・改修計画を策定し、施設の長寿命化を推進するとともに、利用者等の安全を確保するため、県有施設の耐震化や定期点検の実施体制の整備を推進。

- 保全情報の一元化
- 中長期修繕・改修計画（個別施設計画）の策定
- 定期点検の実施体制の整備
- 県有施設の安全確保（耐震改修、除却）
- 保全業務の支援
- インフラ施設の長寿命化

(4) 県有施設の省エネ化などによる維持管理の最適化

施設の維持管理にあたっては、エネルギーマネジメントを実践し、省エネルギー化を推進するとともに、類似施設との比較分析、委託業務の仕様書等の統一などにより維持管理の適正化を図る。

- エネルギー使用量の把握と分析
- 維持管理業務の最適化
- トータルコストを考慮した改修と省エネ効果の検証
- 省エネルギー化推進体制の構築